

「M情報デスク」サポート団体
 救う会大阪 NO!民主桜組
 米国に原爆投下謝罪を求める会
 大阪の公教育を考える会
 スパイ防止法の制定を求める会
 外国人参政権に反対する会・関西
 日教組の憲法行為を自及する市民の会
 竹島を奪還する会・関西
 靖国神社に眠る御霊に感謝する会

MASUKI INFO, DESK FIGHTING REPORT

関西の
 情報

No. 120
 【発行・編集】
 MASUKI情報デスク
 増木直美
 大阪府豊中市上新田2-6-25-113
 TEL 090-3621-1509
 FAX 06-6835-0974
<http://mid.parfe.jp/>
 mid@jewel.ocn.ne.jp

中国の日本国侵略活動? (名古屋・新潟・東京・大阪)

日本領土を護ろう!

KKR (国家公務員共済組合連合会) の土地売買問題 許していいのか中国への土地譲渡



金子吉晴大井町議も応援



KKRの前で抗議活動を続ける「主権回復を目指す会」のメンバー。中央は榎泰智氏(同会HPより)

都心に誕生することになる。現行のシナ政府はわが日本民族とは敵対関係、シナは我が国にとって侵略国家、この度の“領土”の拡張を侵略と言わずして何と言えいいのか。シナが落札した物件は土地ではなく、紛れもない我が国領土なのである。しかも驚くべきことに、理事長の尾原榮夫はこの重要な売買案件を運営審議会にかけていなかった。万死に値する所行である。目先の金に目が眩み、世界の暴力団・シナに領土を売り渡した国家公務員共済組合連合会(KKR)は売国奴の誹りを免れ得ない。我々日本国民は、来る今月25日の売買契約を完全白紙撤回するよう断固として要求する。売国集団・国家公務員共済組合連合会を解体せよ!

売却破棄要請文
 暴力団(シナ)への土地売却は犯罪である。KKRはシナとの売買を白紙撤回せよ!
 国家公務員共済組合連合会(KKR)理事長 尾原 榮夫 殿
 平成23年5月18日
 主権回復を目指す会
 貴殿が理事長を務める国家公務員共済組合連合会(KKR)はこの度私有地5667平方メートルを60億円でシナ大使館に売却しようとしているが、これは許し難き売国行為である。
 シナは一党独裁国家であり、且つ世界最大の人権蹂躪国家である。我が国に対しては尖閣諸島の領海侵犯を度々・強盗国家である。
 シナ全土における反日暴動、また長野聖火リレー時における破壊活動など、の暴力団といってもいい。外交上シナ大使館はシナの領土、それに隣接する土地を取得することは紛れもない“領土”の拡張である。現有3,300坪に落ちた1,700坪が加われば巨大なシナ領土が

2017.6.17 サンケイ新聞によると、超党派の「日本の領土を守るために行動する議員連盟」(会長・山谷えり子自民党参院議員)は17日、国会内で緊急総会を開き、中国大使館が都心の一等地5677平方メートルを一般競争入札で落札したことについて規制を求める声が相次いだ。外国政府の土地取得を制限する法律は事実上機能していないため、議連は法改正も視野に議論を続ける方針。

総会で財務省は、国家公務員共済組合連合会(KKR)が公告した港区南麻布の私有地の入札に6社が応じ、約60億円を提示した中国政府が4月26日に落札、売買契約の期限は今年25日と説明した。外国政府による土地取得は政令で財務相の承認を必要としているが、中国を含めほぼすべての国は対象外とも規定している。中国側は入札前、外務省に取得目的を「大使公邸の建設用地」としていたが、財務省は、用途を変更した場合でも日本側が検証する手立てがないことを認めた。議員からは「何に使われるかチェックできないのはおかしい」(自民党・新藤義孝衆院議員)との意見が続出。中国では北京の日本大使館も土地取得が認められていない点に「相互主義になっていない」(民主党・松原仁衆院議員)との批判も噴出した。

後日、高市早苗衆議院議員にお目にかかった。「先生！何かかしてよ。」と申し上げたら「民×民だからどうしようもない。法改正でも無理。追いつかない。」と仰られた。これは「法人(組合)と中国の契約、商取引だから原則文句は言えない」ということだ。

もう少し詳しく説明すると、この土地はKKRが郵政省に貸していた。ところが

が郵政省から「もついたらない。」と返ってきた。そこで売却。KKRの事業は財務大臣の許可が必要。ところが財務省は土地を売るとか売らないとか事業全体の審査はするが、個々の案件にはタッチしない。土地を売却して年金にする。と言えばハイハイとしか言いようが無い。KKRは公開入札をし、中国が落札した。

さて、建前は上記の通りだ。この真意を勉強するため、「主権回復を目指す会」のHPをのぞいて(抜粋)みよう。
国家権力の中枢に何で民間(KKR)が入居出来るのか。シナ大使館の敷地面積は約3330坪、今回、国家公務員共済組合連合会(KKR)落札からして私有地は1,720坪だ。何と!1.5倍に相当する。隣接地を取得すれば5,000坪にも拡大する・・・
シナへの土地売却は社会通念上も絶対に許されない。

主権回復を目指す会は大井町議の金子吉晴氏と共に18日、19日と国家公務員共済組合連合会(以下略KKR)に赴き、落札無効と売買契約の破棄を要求して交渉を続けている。交渉担当は杉戸健一総務課長と山下徹主任。

杉戸課長等は、金額からして重要案件にも関わらず、入札から落札に至る経緯を明らかにした議事録等の開示は出来ない。返答、「民間」を口実にこれを拒否した。しかしながら考えて見よう。このKKRが入居している建物は政府の合同庁舎である。その疑問を杉戸課長へ
西村 合同庁舎にどうして「民間」が入居出来るのか
杉戸 政府関係の仕事に関わっているから(入居)出来る

西村 東京都又は区の仕事を請け負って

いるからといって、業者が都庁とか区役所に事務所を構えられる訳がないだろう

杉戸 ……黙して語らず

因みにKKRの役員構成は次の通り。
理事長 尾原榮夫 (財務省)

専務理事 日野康臣 (財務省)

常務理事 小林誠一 (防衛庁)

常務理事 丸田和夫 (厚生労働省)

以下、文科省、会計検査院、総務省、外務省、人事院などがずらりと並び

しかも、KKRが事務所を構える合同庁舎に入居している役所は検察庁、東京地裁、東京地検、公安調査庁などなど。14フロアの内、4フロアをKKRが占めている。歴然とした国家機関であり、「民間」どころではなく、KKRは国家権力の中枢そのものなのである。

以上を明らかにしたうえで

西村 KKRは国家公務員で構成され、役員も全員が国家に直結した天下りばかりではないか。これがどうして、どうすれば「民間」に化けるんだ!答えてみる

杉戸 ……

西村 国家公務員の掛け金は税金、シナが落札した土地は国民の税金で成り立っている。民間の所有物と訳が違い、国民の共有財産にあたる。KKRの私物じゃない。

杉戸 ……

この中で明らかになったことは、60億円にも上る巨額な売買物件が、重要案件として運営審議会の審議に付されなかったことである。

国家公務員共済組合法(運営審議会)

第十条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
これは組合法に照らして、重大な違法行為である。審議していないものだから議事録などあるはずがない。この点を追及されると、苦しい紛れに
杉戸 個別には審議していないが、全体として(審議を)やった

西村 全体とは個別の集合体があって成り立つる概念、個別と全体は一体のものだ。土地売却(個別)の審議をしないで、全体の審議など成り立たない

杉戸 ……

何から何までデタラメなシナ大使館の落札が明らかになった。土地の売却など言語道断、絶対に阻止しなければならぬ。今年25日が契約最終期限だ。(財務大臣の権限)

第百十六条 組合及び連合会の業務の執行は、財務大臣が監督する。

4 財務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合又は連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。要はKKRは事実上公機関で審理されなかった土地売却は無効だ!

KKRは「合法」を装っている。こうなると中国の人治国家がうらやましい。

「そんな、アカンで!」とトップが一言言ったら済んでしまう。

ここ最近の中国の土地買い漁りはすさまじい。名古屋と新潟は国有地だから一応今のところ止まっている。大阪の「君が代条例」は大坂中国領事館のWTC移転とのバスターとい噂もある。嚴重な監視と現場での徹底した抗議活動。更には早急な法整備を訴えなければならない。

民団のウルトラ嘘八百

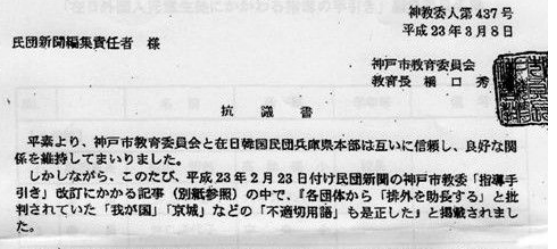
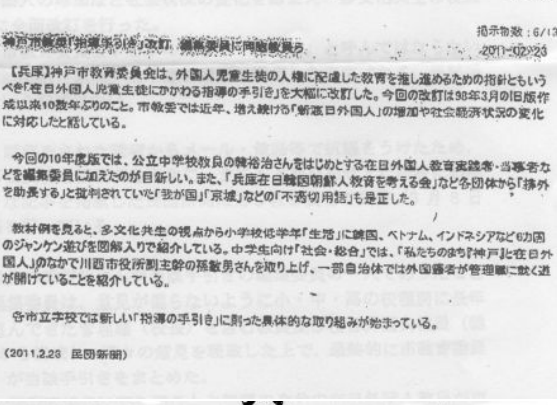
嘘八百の民団新聞

過日、世論の会愛知代表林玲子氏より後記、国民新聞の記事に關し、鋭意調査せよと指示があった。

そこで早速和田有一朗兵庫県会議員を通じて、神戸市議員より、神戸市教委によれば「マニュアル」なるもの、「編集委員」なるものは存在しないとのこと。そして驚いたことに、この「ガセ」は国民新聞ではなく、民団新聞。嘘八百の民団新聞(のED)を目にした読者が「これは天下の一大事」と国民新聞に投稿したものだ。

神戸市教委は民団兵庫に対し、嚴重に抗議しようだ。

さて、このように、すぐにバシるでたらしめを平気で書く民団。「信用しろ」「仲間良くしろ」と言われてもできるわけがな



い。最後は「竹島を騙し取ろう」としている国だ!」となってしまう。彼らが「差別されている。」と言つたら、その原因はすべて身から出たさび。ペテン集団と言われても仕方がないのではないか。

◇ 国民新聞 6月号

「我が国」は不適切用語

神戸市教委編集委員に在日神戸市教育委員会は市立学校の教員向けに配布するマニュアルに「我が国」という言葉を不適切用語に指定した。同教委はマニュアルの編集委員に民団メンバーを任命。「在日」は日韓地位協定に明記された「外国人」で公権力を行使できないにも拘らず、今回、日本人教員全体の言動を拘束する規則書を執筆した。※小さくて醜いですが、左下は民団のEDの写真。左下は神戸市教委から民団への抗議文。

1. 民団新聞のホームページに掲載されている当該手引きに関する記事の中から、上記文章を直ちに削除すること。
2. 神戸市教育委員会が「不適切用語」だと判断したような誤解を讀者に与えたことについて、訂正文または神戸市の考え方を民団新聞及びホームページに掲載すること。

以上
担当 神戸市教育委員会事務局指導部人権教育課
(〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1)
課長 北村俊樹 078-322-5306

菅総理の「見識を疑う」

「原子力発電の総生産量」を見直す 松尾秀雄(水戸)

日本の戦後復興への選択

電力の『質と量』を確保することは、その国にとって大切な大動脈であり国の根幹である。資源小国日本・世界唯一の被爆国日本が、当時の東西対立の冷戦時代、資源争奪の世界にあり、国内において官民一体となり戦後復興に原子力を基幹の一つとする科学 技術振興と経済成長を指針としたのが「敗戦国日本」の出発であった。

勿論、人口と食料消費が増え続ける世界にあって、豊かな生活を享受できる日本社会の建設は基本であった。資源の無い日本が、敗戦による『荒廃・貧困列島日本』を政府・国民が一体となり世界に類の無い奇跡の復興を達成し、東京オリンピック開催、そして世界に誇れる経済大国へと着実に成長することができた。

安定した電力供給の成果
そこには、まず安定した電力供給を柱とする科学をはじめ各種の研究と技術開発を積極的に進めたことにより、戦後からの脱出を急速に成し遂げ、今日の科学技術先進国、経済大国という名譽ある地位を築き挙げたのである。今日日本が世界の平和維持

に貢献する国家として信頼を得ているのも、その誤りない政策の選択と見識にほかならない。この基本姿勢は、将来にわかつて自信と責任を持って進む日本国の不動の方向であると確信する。「日本丸」の確かな運行をさせてきたのが、申すまでも無く戦後日本人の英知であり、加えて『勤勉』な日本人が支えてきたことは忘れてはならない。

民主党政権と政治の見識

しかし、この復興政策に反対を唱え続ける勢力があったことも事実である。国民の多くが耐え忍んで働いている時、官公労はじめ文化人・マスコミ人の一部が労働者の権利として『護憲』『反米』『反核』等の政治運動に象徴する過激な運動を展開したのである。これが民主党政権を支える人脈であることは自明である。

今日の日本社会の課題は、『国益』という強い決意の喪失である。そのベースには、復興や安定した生活を目指す政策実現に反対を唱え、責任ある努力と経験の少ない勢力が現在の政治の表舞台に居る事である。政治には、常に責任と緊張感の上に『歴史を形成』するという使命を有している。その背景には常に「戦争」と「平和」が同居しているからである。その舵を取るのが政治である。今日の日本人の政治に対する意識が、もしかしたら短絡的と危惧している。そのことが、『見識』を持たない政権を樹立させているのかと思えない訳でもない。

しかし、この度の地震災害に際して、多くの国民が心を込めて精一杯支援をしている姿を見るに付け、『日本人の善意』

天守閣様を許していいの？

参議院議員 山谷えり子

心神陵古墳への立ち入り調査に関する
質問主意書（政府答弁書）(6月11日)

平成二十三年二月二十四日、宮内庁の許可により日本考古学協会など考古・歴史学の十六の学会が第十五代心神天皇の陵墓と指定されている心神陵古墳への立ち入り調査を実施した。古代天皇陵への立ち入り調査は過去に例がなく、宮内庁は陵墓に指定された古墳について「御霊の安寧と静謐を守るため」として一般の立ち入りを禁止しているにもかかわらず、学会側の要望を許可したことは異例ともいえる。以下質問する。

一 今回、調査が許可された十六の学会の名称と、調査の目的を示されたい。
(政府答弁)

平成二十三年二月二十四日に心神天皇陵への立ち入りを行った団体は、大阪歴史学会・・・略・・・また、立ち入りの目的は「現地における古墳の精察及び調査所見の確認のため」である。

二 今回、調査が許可されたのは墳丘本体を巡る壕を取り囲む内堤部分だが、学会側は墳丘本体への立ち入りについても「粘り強く求めていきたい」としている。これに対し、宮内庁書陵部は「安全の確保が確認できれば墳丘への許可も検討したい」と述べたとされるが、この「安全の確保の確認」とは具体的にどのようなことをさすのか政府の見解を示されたい。

三 平成十八年十一月二七日に発信された宮内庁書陵部の「陵墓の立ち入りの取扱方針について」では、「書陵部長が立ち入りを許可できる場所は、業務の遂行や安全等に支障のない限りにおいて、次の各号

に掲げる分類に依じ、当該各号に定めるところとする。

(一) 古代高塚式陵墓 堤防その他の外周部から墳丘の最下段上面のテラスの巡回路まで（巡回路が無い場合は、墳丘裾に一番近い巡回路まで）

(二) 前号以外の陵墓 書陵部長が定める外構囲障まで

と定められており、いずれも「墳丘への許可」は対象外であると認識する。二の宮内庁書陵部の墳丘本体への立ち入りについての言及は、宮内庁の方針とは異なるのではないかと。

(政府答弁)
二及び三について

宮内庁においては、学術研究を目的とする陵墓への立入申請があった場合、天皇及び皇族を葬る所であり、静安と尊厳の保持が最も重要であるとされる陵墓の本義を踏まえて定められた御指摘の「陵墓の立ち入りの取扱方針について」に基づき、業務の遂行や安全等に支障のない限りにおいて、古代高塚式陵墓については堤防その他の外周部から墳丘の最下段上面のテラスの巡回路（最下段上面のテラスに巡回路がない場合）については、墳丘裾に最も近い巡回路。以下同じ。までの範囲で、立ち入りの区域及び経路を定めて許可しているところである。したがって、

宮内庁としては、古代高塚式陵墓については、墳丘の最下段上面のテラスの巡回路以外の墳丘部への立ち入りは認めないところである。なお、今回の立ち入りに当たっては、安全に周壕を渡って墳丘部に到達する方法が確保できなかったことから、墳丘の最下段上面のテラスの巡

《↓3頁末尾より》
がまだまだ健在で、あることに勇気を頂いた。世界の多くの友人からメールや電話で、「日本人の助け合う姿」に感動したという激励を頂いた。

見識が支える茨城県の選択

さて、国の「科学技術の振興」による『日本の復興・発展』と『世界貢献』を理念とした政策に国民一体で努力をする時に、茨城県は他県に先駆けて「日本原子力研究所」をはじめ、科学技術振興の布石として科学技術の振興策を県政の発展の理念と政策にしたのである。

この政策が、今日の常陸那珂地区の原子力を中心とした 研究機関の誘致や筑波研究学園都市の建設となった。

今日では、茨城県に関する科学・物理学者からノーベル賞受賞者を輩出していることは、将来を考えるに際し、先人に敬意を表すると同時に、この環境を更に発展させることは、我々の使命である。刻々と進歩・発展する中に、常に遅れを採らず目標を「科学技術の魁」の意識を永劫に持ち続けることが本県の選択であり、発展のポテンシャルで、あると確信する。

□ 耐え難きを耐え忍び難きを忍び
原発は必要性と危険性の両立だと思いません。これは車も同じで、車を発明した

↓巡回路への立ち入りについても許可しなかったものである。

四 平成二十年十一月二十日の参議院内閣委員会、陵墓の管理体制について問うたところ、宮内庁は「陵墓は、現に皇室において祭祀が継続して行われ、皇室と国民の追慕尊崇の対象であり、その静安と尊厳の保持が最も重要と考えております」と答弁している。今もこの管理体制

ときから交通事故が生じる運命にあった。原則論は、生活を江戸時代に戻したらいいが、原発抜きで生きていけるのか田中長野県元知事の「脱ダム宣言」も原発元気が前提のはずだ。はるか将来、確たる原発に変わるエネルギー源が確保できるまでは、安全を最優先し、原発との共存を考えるしか策はないと思う。

「主権回復を目指す会」西村修平代表は自身のブログ『日本イズム』の中で、「これは挙国一致で臨む戦争だ。日本人よ！玉音放送「耐え難きを耐え 忍び難きを忍び」を忘れたか。」と語る。氏とはめったに意見が合わないが、ともかく「も、飯に原発を復活させるにしても今日明日にはできない。目先、生活を切り下げ、質素、儉約をしていくべきだ。首相は記者会見の時に、国民に「生活様式を変えてください」と広く訴えるべきだった。西村氏は続ける。

「戦時において、国民が総理に望むのは確固とした信念に基づく決断である。そしてその結果は、全て、総理と信認を与えた我々国民が受け入れるのである。それが民主主義ではないのか。従って、民主主義は時として、とてつもない「コスト」を有権者は負担するのである。」と。まさにこれが民主主義における正論ではないのか。 増木

制について変わりはしないか。
(政府答弁)

宮内庁においては、陵墓については現に皇室において祭祀が継続して行われ、皇室と国民の追慕尊崇の対象となっているので、静安と尊厳の保持が最も重要であるとの考えに立って陵墓の管理を行っているところであり、引き続き適切な管理に努めてまいりたい。

国旗国歌問題に終止符!?

報告 空花正人
(「ひのきみ訴訟」 監視員)

長らく卒業式や入学式など学校の主要行事における、一部教員による非違行為が後を絶ちませんでした。広島は校長先生の自殺事件が後押しとなって平成11年、国旗国歌法が制定されてもなお、これ見よがしに職務命令に背く行為は続きました。そこでこれを厳しく取り締まるべく、都教委は10・23通達(平成15年)を出して、ようやく実効が現れました。当然確信(犯)的非違行為者は処分されましたが、それを材料にして法廷闘争を展開してきました。ある者たちは仲間内ではまるでヒーローやヒロインを演じています。そうした法廷闘争も、一部地方裁判所や高裁で彼らにとつての細かい灯明を与えましたが、やがて最高裁まで達し、ようやく法の番人は、国民の常識に従ったまともな判決を次々に下し、いよいよ本日(平成23年5月30日)は、私、「ひのきみ訴訟」監視員にとつて念願の、「不起立教員」へのいわば駄目押し、風前の灯の火を吹き消し去ったのです。来る6月6日にも最高裁判決が続きます。

これまでの最高裁の判例記録メモをご紹介しましょう。
ピアノ伴奏拒否↓抗議のブラウス着用↓国旗掲揚妨害↓不起立処分命令 へとステップアップしてまいりました。教育公務員は「個人の権利」より「公への奉仕」が優先されるべきことが明示されました。「あの先生だったらなんで起立して歌わないの、それでいいなら僕だって座

っているよ」といつ声に、件の先生は「私の背を見て子どもたちが自立した人間に育ってほしい」とまことに大仰な空論をぶってききました。

「日の丸の赤は流された血の色、白は死んだ人の骨の色」、日本の軍隊は住民を守らない、中国やアジアに侵略し、虐殺した。天皇の戦争責任を追及せよ。二度と子供たちを戦場に送らない。戦争を賛美し、日本を戦争のできる国にしよとする「つくる会教科書」反対。憲法を守らない「つくる会教科書」反対。

国旗国歌問題は、教科書問題と完全にリンクしています。それが私を「ひのきみ訴訟」監視に向かわせた動機です。こんな反日・反面教師はもう沢山ですね。誤った歴史認識よさよなら。新しい歴史、公民教科書で学びましょう。

(1) ピアノ伴奏拒否最高裁判決

2007年2月27日 那須弘平

平成11年4月入学式、君が代のピアノ伴奏拒否で戒告処分を受け、訴訟を続けていた日野市立小アカ音楽教師・池田幹子(58)に対し、最高裁は、伴奏を命じた職務命令は合憲と判断。池田幹子側の上告を棄却し、敗訴が確定した。

音楽専科の教諭によるピアノ伴奏で国歌斉唱を行うことは、学習指導要領などの趣旨にかなうものであり、職務命令は不合理なものではない。

反対意見 藤田由靖判事は「思想及び良心」とは正確にどのようなものか、さらに詳細な検討を加える必要有り。

消極的妨害型についても最高裁では最初の判決となる。

(2) 大泉ブラウス訴訟判決

2007年7月20日 今井功

原告：渡辺厚子教諭(都立大泉養護学校) 都教委による戒告処分取り消しを求める都立大泉養護学校教師。2002年入学式に赤い丸に斜線を引いたマークの入ったブラウスを着用。校長に上着を着るよう職務命令を受けたが従わなかった。国旗掲揚などに反対する意志を積極的に表明し、式の円滑な進行を妨げるおそれがあった。教育の統一的な運営に対する保護者や住民の信頼を害するとして一審東京地裁判決(三代川三千代裁判長)を支持。原告側の上告を棄却した。

(3) 国旗掲揚阻止判決

2008年8月6日 甲斐中辰夫

関連する判決です。東京高裁の稲田龍樹裁判長が 20080311 国立2小控訴棄却判決を下しています。国立2小の卒業式で、国旗を掲揚した校長に抗議するなどしたのは信用失墜行為に当たるとして戒告処分を受けた教諭5人らに対して、「抗議やりポン着用は教育公務員としての信用失墜行為で、処分は適法」1審判決支持し、上告審でも確定しています。

(4) 囑託不採用職務命令合憲判決

2011年5月30日 須藤正彦

原告：申谷雄二(元都立高校教員) 元教諭は2004年3月の卒業式で起立せず戒告処分を受け、定年退職後、再雇用試験で不合格となった。同小法廷は判決理由で「職務命令は思想・良心の自由について間接的な制約となる面がある」としながらも「命令の目的などを総合的に考えれば、その制約を許容しうる必要性、合理性が認められる」と指摘し

た。4人の裁判官全員一致の判断。入学、卒業式での国旗掲揚・国歌斉唱を巡り、最高裁は2007年2月、音楽教諭に君が代のピアノ伴奏を命じた校長の命令を合憲としたが、起立斉唱命令を巡る最高裁判決は初めて。

(5) 起立命令に再度合憲判断

2011年6月6日

時事通信の月の日月) 卒業式などでの君が代斉唱時に起立を命じた校長の職務命令は違憲だとし、都立高校の元教諭ら16人が東京都に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷(白木勇裁判長)は、命令を合憲と判断し、元教諭側の上告を棄却した。最高裁による起立命令の憲法判断は、5月30日の第二小法廷の合憲判決に次いで2例目。

5裁判官中4人の多数意見。宮川光治裁判官は「命令がそれぞれの思想をどの程度侵害しているか再検討する必要がある、高裁に差し戻すべきだ」と反対意見を述べた。この日の判決は、30日の判決と同様に、起立命令は思想良心の自由を間接的に制約するものの、教員として命令に従う立場にあることなどを理由に合憲と判断した。

役所はごままで無神経!

前号でどうしても書きたかったが。

今日(3月25日)、私の事務所の前の道路工事を行っている。年度末の予算消化工事だ。早速吹田市に電話をいれ、「有事のときにアホなことをしているな。今すぐ重機材と作業員を東北に送れ!」といった。こんなときにもいつでもいい工事をのん気にやっている。その神経がわからない。

増木

これが抗議だ！行動だ！

名古屋グランパスエイトは国旗を何と心得る！ バカモノ！

まず、HP (抜粋) を見ていただく。
AOL2011 第4戦・4月19日 (火) アウェイのソウル戦の観戦について4月16日 (火) 韓国・ソウルワールドカップスタジアムにて開催される、AFCアジアチャンピオンズリーグ2011グループステージ第4戦・Kのソウル戦の観戦チケットの購入方法および、グランパスサポーターのスタジアムでの観戦場所など、Kのソウルとの話し合いの結果、下記のように対応させていただきます。

- スタジアム 名称 ソウルワールドカップ・住所
- 観戦チケット ・観戦チケットについては・
- 開場時間 ・午後の時を予定
- 手荷物検査の実施 各入場ゲートにて
- 持込み禁止物
 - ① 政治的な内容や、ホームクラブサポーターを刺激・挑発すると判断される内容の横断幕・旗等
 - ② 日章旗、旭日旗、日の丸等、骸骨やドクロマークが描かれた旗、横断幕等
 - ③ ビン・缶
 - ④ ライター、爆竹等の発火物、

詳細 : <http://mid.parfe.jp/gyouji/H23/6-5-nagoyagurannpasu/top.htm>

爆発物

⑤ 刃物や銃器等の危険物
しっかりと見ていただきたい。前記③。
何と、我が国の国旗を骸骨やドクロマークの描かれた旗と同等に列挙し、サッカーの国際試合に持込むなど言っているのである。

我が国の国旗を持ち込み禁止にすることで、サッカーの試合をする必要がどこにある。早速「日本行動会議」細田政一氏は行動した。ポイントは「徹底的！」

株式会社名古屋グランパスエイト

代表者 池淵浩介殿

公開質問状

まずは、突然、公開質問状を送り付ける無礼を御許し願いたい。

当会議は至誠一貫民族の信義をもって血盟し、先の大戦後起こりたる民族の精神的混乱を正し、二千六百有余年の永い歴史の中で培われた、伝統と文化を誇る日本固有の美風を擁護し、皇室を中心とした民族の自立を理念として困苦赤貧に堪へ、果敢、犠牲、規律、風雅、高尚なる日本民族の精神を涵養し、従容挺身以て次代を担う青少年の教育、練成に尽くすと共に、国土たらんとする者の誓いは死を以てするも之にもとらぬ信念を養い、日本はもとより、世界の同志と相携え、自由、平和、公平の恒久的世界平和の確立を期することを目的とした総務省公認団体の思想集団であります。

今般、我が国未曾有の東日本大震災に よってお亡くなりになられた国民の方々に 対し、衷心より哀悼の意を表すること

もに、被災された国民の方々には心からの御見舞いを申し上げます。

先般、四月十九日、韓国・ソウルワールドカップスタジアムにて開催されたAFCアジアチャンピオンズリーグ2011、グループステージ第四戦・FCソウル戦の観戦のお知らせに、持込禁止物として「日章旗、旭日旗、日の丸等、骸骨やドクロマークが描かれた旗、横断幕等」となっております。

そこで、お聞きしたい貴社は我が国の国旗を骸骨やドクロマークと同等の下品な物として認識しておられるのか、貴社の所見を求めます。

尚、所見は二週間以内にメール又は、返信用の切手を同封しておりますので、書面にて郵送して頂きますようお願い致します。

皇紀二千六百七十一年 平成二十三年 皇月 六日 日本民族行動会議 細田政一

(以降、形式的な部分、重複部分は略)

□回答 拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて平成二十三年五月六日付け公開質問状につきましては、以下のとおり回答いたします。

ご指摘の品を試合会場における持ち込み禁止物とした理由は、日本から現地へ応援に行かれる日本人ファン・サポーターの安全確保のための措置であり、それ以外の理由はございませんのでご理解いただきたく存じます。

弊社が我が国の国旗を下品な物として認識している事実はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

上げます。

尚、五月六日付書簡に同封されておりました返信用切手を同封のうえ、ご返送申し上げますのでご査収下さい。

略儀ながら要用のみにて失礼いたします。 敬具

2回目公開質問状

先ずは、当会議の公開質問状に対し御回答を賜りました事に御礼申し上げます。しかし、貴社の回答は、我が国の象徴である国旗を韓国に持ち込む事が外交問題に発展させる危険な物であると位置付け、日本人自体の存在が韓国では罪になるかのような罪悪感を持たす反動的な発想であり、それを日本人の安全確保のための措置だとする主張は、正しく詭弁であり貴社の行為は、売国的國體破壊思想と断じざるを得ない。

韓国にて、我が国の国旗を持ち込んでも罪にはならず、亦、日章旗を持つてい

〔左、イメージ写真〕



るからと言って、襲われた事件は無い。それを恰も我が国の国旗を韓国に持ち込めば安全を確保出来ないような発想は、韓国に対しても非礼であると共に、日本人を否定する発想である。

もし貴社が、反日的思想背景というものを一切持ち合わせておらず、本日に日本人ファン・サポーターの安全確保を考えておられるならば、態々無国籍人間として日本人のプライドを棄てさせてままで、危険極まりない国で、試合をする必要は無い。

それを貴社の偏見によって韓国では日本は悪であり、だから日本の象徴である国旗を持ち込めば日本人に危害を加える事が許されているといった自虐的な日本人罪悪論を持って我が国固有の領土「竹島」を武力にて不法に占有している侵略国家韓国で試合を強行すると言つ事は、日本人ファン・サポーターの安全確保と称した反日的主権放棄活動と断じざるを得ない。

よって、当会議は、名古屋グランパスエイトを反日國體破壊活動団体と認識するものであるが、当会議の認識に対して貴社の所見を求めらる。

◇◇現在返事待ち◇◇

後援会名誉会長

愛知県 大村秀章知事より

□回答

日章旗は、国旗及び国歌に関する法律によって日本の国旗として定められているものでございます。

このたびの件につきまして、株式会社名古屋グランパスエイトに確かめたところ、今回のホームページ上への掲載において、日章旗を、骸骨やドクロマークが

描かれた旗と同等の下部な物として列挙するなどという意図は全くなかったと確認をいたしました。

名古屋グランパスの活躍が県民に夢を与え、サッカーを通して地域の活性化に寄与してくれるものと期待して、今後も応援していきたいと考えております。

□2回目公開質問状

株式会社名古屋グランパスエイトの後援会の名誉会長である貴知事は

「日章旗は、国旗及び国歌に関する法律によって……今後も応援していきたいと考えております。」と回答されておられますが、この回答の疑問点について質問致します。

「質問一」

「今回のホームページ上への掲載において、……意図は全くなかったと確認をいたしました。」と回答されておられますが、持込禁止物として「二」に日章旗、旭日旗、日の丸等、骸骨やドクロマークが描かれた旗、横断幕等となっておりま

す。これを見れば骸骨やドクロマークが描かれた旗と同等に我が国の国旗を持込禁止物に指定しており、誰が考えても下部な骸骨やドクロマークが描かれた旗と我が国の国旗を同等に扱っていると言わ

ざるを得ない。もし、「下部な物として列挙するなどという意図は全くなかった。」というのであれば、何故、我が国の国旗が骸骨やドクロマークが描かれた旗、横断幕等と同等に持込禁止物として記載しているのか、具体的な根拠を基にした認識の説明を求めらる。

「質問二」

「名古屋グランパスの活躍が……今後、今後も応援していきたいと考えております。」と回答されておられますが

今回の名古屋グランパスによる我が国の国旗を危険物として持ち込み禁止にしてまで、韓国においてサッカーの試合を強行する行為は、サッカーを通して地域の活性化に寄与するどころか、日本國を否定する反日売国的行為である。

日韓基本条約に於いて、戦後の問題は全て解決済みであり、我が国が韓国からとかく言われる筋合いは無い、それどころか韓国は現在進行形で我が国固有の領土「竹島」を不法に占領しているのである。

このような侵略、犯罪国家で我が国の国旗を蔑ろにしてまでサッカー試合を開催する事は、我が国の主権や「竹島」の領有権を放棄する暴挙と言わざるを得ない。

我が国の国旗を持ち込む事が出来ないような国家でサッカーの試合をする事の何処が地域の活性化に寄与してくれるものと判断出来るのか、具体的な根拠を求めらる。 以上

◇◇現在返事待ち◇◇

後援会顧問 三重県 鈴木英敬知事

□回答

一 国旗について

日章旗は、国旗及び国歌に関する法律第一条に規定された我が国の国旗であり、学校においては、国旗の意義を理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮されているほか、スポーツの場面で応援に用いられるなど、日本のシンボルとして広く国民に浸透しているものと認識しています。

二 名古屋グランパスエイト後援会の顧問について

名古屋グランパスエイト後援会の顧問については、日本プロサッカー(Jリーグ)発足前年(一九九二年)に、当時、東海地区(愛知、岐阜、三重)唯一のプロサッカーチームであった名古屋グランパスエ

イトを支える意味で、岐阜県知事、三重県知事がともに後援会顧問となることを承諾し、以後、現在に至っていると聞いています。

今般、私が新たに三重県知事に就任しましたが、今のところ、名古屋グランパスエイトからの後援会顧問就任への依頼は聞いておりません。

今後、名古屋グランパスエイトから顧問就任への依頼があった場合には、諸般の事情も勘案しながら改めて判断したいと考えています。

□鈴木知事への勧告文

名古屋グランパスエイトによる反日的國體破壊思想と断じざるを得ない行為に対し、勘案しながら判断するといった鈴木知事の英断に敬意を表する次第であります。……今後、もし、名古屋グランパスエイトから鈴木知事に対し、顧問就任依頼があった場合、國體破壊活動団体の片棒を担ぐ事の無いよう、貴知事の英断に期待する所存であります。

名古屋グランパス後援会組織

名誉会長 愛知県知事(大村秀章) 会長 (株)デンソー(岡部弘) 理事長 トヨタ自動車(株)代 豊田章男 理事 中火電力(代)水野明昭久 顧問 岐阜県知事(古田肇)

三重県知事(鈴木英敬) 名古屋市長(河村たかし) 中部経済連合会会長(川口文夫) 名古屋商工会議所会頭(高橋治朗) 中部経済同友会代表幹事(水野耕太郎)

名古屋グランパスは愛知県地元ของทีมであり、理事・顧問には地元の会社、団体が多く参加。 以上、今回、公開質問状、抗議文を送付した会社、団体。

5月27日は海軍記念日

皆様は、広島県呉市にある「大和ミュージアム」をご存知と思います。「戦艦大和」の原寸1/10のプラモデルの親玉みたいな模型が鎮座している博物館です。また、最近、大和ミュージアムの前に「鉄のくじら館」なるものができました。退役潜水艦「あきしを」を陸揚げし、そのまま展示館にしたもので、潜水艦の内部が良くわかります。

さて、呉市にはこれらのほかに、ぜひとも訪れていただきたい場所「海軍墓地」があります。「JR呉駅からタクシーで1000円程度、長迫公園内に、各艦船部隊毎の慰霊碑91基、13万余柱の御霊が祀られています。

5月20日、同27日の海軍記念日の前に、森脇保仁兵庫県議、岡崎源太郎呉市議、増木は慰霊に赴き、「海行かば」を斉唱してきました。7月に森脇県議の後援会旅行が行なわれるのですが、その下見も兼ねて。旅行では参加者120名で「海行かば」大斉唱の予定。



増木・森脇兵庫県議、岡崎呉市議

5月30日は東郷元帥のご命日

東郷祭に参加して 高岡昭一 (大阪)

5月30日は、東郷平八郎元帥のご命日であります。

大阪護国神社では、毎年、5月30日の東郷平八郎元帥のご命日に、ご遺髪が奉斎されている奉安殿において、慰霊・追慕の祭典が斎行されます。(昭和6年の5月30日 享年89歳)

今年も本日5月30日(月)、77回忌の東郷祭が大坂護国神社に於いて、午前10時から斎行されました。

明治44(1911)の月22日、英国皇帝ジョージ5世(エリザベス女王の御祖父)の戴冠式に列席された東伏見宮依仁親王殿下に東郷大将と乃木大将が共に供奉され、巡洋艦「利根」に座上され渡英されたが、帰路は、東郷大将のみ、米国經由の日本郵船「丹波丸」に乗船されました。その船中乗組みの司厨長・岡熊之助氏(神戸一中・現・神戸高校出身)と暇さえあれば、相替で囲碁を楽しまれた東郷大将が、いよいよ、明日日横浜着と言った日、東郷大将の調髪をしてさし上げた時、岡氏はその毛髪を保管していました。

翌年、岡氏は、ご遺髪を収めた桐箱をもつて上京し、東郷大将に箱書を願いだしたところ、当時を思い出されて苦笑しつつも、これを認め、自署による箱書を頂いたのが、現在、大阪護国神社・奉安殿に奉斎されているご遺髪であります。

東郷元帥のご遺髪は、戦艦三笠の床板を使った木箱(祭壇にある木箱)に収められており、その中には真空密閉された硝子の器具があり、その中に黒髪に白髪が混じったご遺髪が収められています。なお、東郷元帥のご遺髪は、岡熊之助氏

が、神戸一中の校庭に奉安殿を創建時に、福岡県津屋崎町東郷公園内にある東郷神社にも、分髪されたそうです。

昨年までは、海上自衛隊阪神基地隊所属の東郷元帥の曾孫にあたる東郷宏重氏(防大27期)も参列されていましたが、今春東京に転勤されたので、昨年に比べたらやや寂しく感じました。

しかし、東日本大震災という国難に遭遇し、国民一丸となって復興の槌音を響かす大事な今、元帥の再来を願わずにはいられません。

編集後記

「主権回復を目指す会」代表西村修平氏。氏のことは今さら説明するまでもないが、氏は彼の思想に裏打ちされた素晴らしい文筆家でもある。とくにこの3ヶ月は芽えている。ただ残念なのは上等な松坂牛の霜降りみだいにその中に「愚痴」が混じる。そのことを氏に言ったら、「俺も人間だー」……。文章の編集に、小魚の小骨を抜くような作業が必要。とにかく世話のかかる御仁である。

活動資金ご協力のお願

【1】支援等の口座
郵便振替 006808 241054 MASUKI情報デスク
三菱東京UFJ銀行 中野支店 024349 普通 増木書大

まずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。このレポートにもありますように、私どもは「国を破壊しよう」と思っている連中」と日々命がけて戦っています。ところが問題は活動資金。子供達に誇りある国を残すため今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

※ この、M情報機関紙は新聞の形態をとっていただきますが、「活動の報告書」です。特に「購読料」は設定していません。カンパをよろしくお願ひいたします。

○ カンパ金の主な使途は下記団体の活動の企画運営費です。
・ 活動の資料等の発送費・道路、公園

◆ 前記口座、または同封の郵便振替にてご協力ください。

原稿・同封資料の募集について

また、弊紙は郵メールで郵送しています。重さ制限は50gです。また余裕があれば、資料等の同封が可能です。ご希望がございましたらご相談ください。